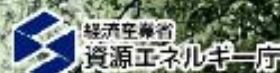


適切なバイオ混合燃料の使用で安心・安全の実現を！



《安心・安全なバイオ混合燃料の確保・普及のための、
改正揮発油等の品質の確保等に関する法律(改正品確法)のご案内》

バイオ燃料と

ガソリン・軽油を混合し、自動車燃料として販売・消費する方に、
事業者登録と品質確認が義務づけられます。

■下記に該当する方は、特定加工業者として新たに品確法上の義務がかかります。

ガソリン と **エタノール又はETBE^{注1)}** を自動車燃料用に混合する方は、
軽油 と **脂肪酸メチルエステル^{注2)}** 「**特定加工業者^{注3)}**」として義務が
かかります

注1) ETBEとは、エチル・ターシャリ・ブチルエーテルの略で、バイオエタノールと石油系ガスのイソブテンを合成したものです。

注2) 脂肪酸メチルエステルとは、廃食用油、パーム油等の植物性油に化学処理(メチルエステル化)を行い、軽油に近い物性に変換したものです。いわゆる「バイオディーゼル燃料」。

注3) 「特定加工業者」とは、法人・個人にかかわらず、事業として反復継続して混合を行う方です。

■特定加工業者には、平成21年2月25日より、以下の事項が義務づけられます。

事業者登録の義務

- ガソリンとエタノール又はETBE、軽油と脂肪酸メチルエステルを混合する方(「特定加工業者」)は、**事業開始前に、事業者登録が必要**となります。
- 登録にあたっては、適切な混合を行い得る設備を有していること、過去の違反歴の有無等が要件となります。
- 登録は、平成20年11月25日より、**混合する場所を管轄する経済産業局**で受け付けていますのでお問い合わせ下さい(連絡先は裏面を参照)。

品質確認の義務 ～自ら消費する場合も対象です～

- 特定加工業者は、バイオ混合燃料を自動車燃料として販売又は自ら消費するときに、その品質が品確法に規定するガソリン又は軽油の強制規格(※)に適合していることを事業者自ら又は分析機関に委託して確認することが義務づけられます。
- バイオ混合燃料を自ら消費する場合も、不適切な燃料の使用による自動車の不具合により他者を傷つけたり、大気汚染を引き起こしたりするおそれがあることから、**品質確認が義務づけられます**のでご注意ください。

※品確法の強制規格では、バイオ燃料の混合上限を定めていますので、遵守して下さい(強制規格は裏面を参照)。

エタノール	3体積%以下(いわゆる「E3」)
ETBE	約8.3質量%以下
脂肪酸メチルエステル	5質量%以下(いわゆる「B5」)

※登録・品質確認の義務違反は行政処分・罰則の対象となります

■ガソリンの強制規格

項 目	満たすべき基準	分 類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
含酸素率	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジンラブル防止
メタノール	検出されない	エンジンラブル防止
エタノール	3体積%以下	エンジンラブル防止
実在ガム	5mg/100ml以下	エンジンラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

■軽油の強制規格

項 目	満たすべき基準	分 類
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジンラブル防止
脂肪酸メチルエステル	0.1質量%以下 5質量%以下(*)	エンジンラブル防止
*メタノール	0.01質量%以下	エンジンラブル防止
*酸価	0.13mgKOH/g以下	エンジンラブル防止
*窒素、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003質量%以下	エンジンラブル防止
*酸価の増加	0.12mgKOH/g以下	エンジンラブル防止

脂肪酸メチルエステルが0.1質量%を超え、5質量%以下の場合は、「」の項目も満たす必要がある。

■その他留意事項

高濃度使用の問題点

- エタノール、ETBE、脂肪酸メチルエステルをガソリン・軽油と強制規格を超えて高濃度で混合し自動車燃料として販売、消費することは、品確法違反となります。
- 脂肪酸メチルエステルを軽油と混合せずに使用する場合(いわゆる「B100」)の安全性、排ガス性状は確認されておらず、不具合事例も見られますので、品確法の軽油の強制規格に適合した混合燃料(B5)での使用をお願いします。やむを得ず、B100での使用を行う場合には、国土交通省が定める「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を遵守して下さい。

製造・利用に当たっての関係法律手続き

バイオ燃料の製造や自動車燃料への利用に当たっては、品確法のほか、関連する法律手続きの必要性の有無を確認し、適切な対応をお願いします。

- ※危険物の取扱いに当たっての手続き(消防法、市町村の火災予防条例)
 - ※税法上の手続き(揮発油税、軽油引取税)
- 等

手続きに関する詳しい内容は、所管の消防署、税務所などにお問い合わせ下さい。

品確法に関する詳しい内容は、資源エネルギー庁の品確法ホームページをご覧ください。
<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>

法律改正内容(改正法、改正政令、改正省令の概要)、特定加工業の登録申請の手引き、総合資源エネルギー調査会石油分科会バイオ燃料の品質確保に関する小委員会資料、国土交通省が定める「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」などが入手できます。

お問い合わせ窓口

資源エネルギー庁 石油流通課 03-3501-1320

北海道経済産業局 石油課	011-709-1788	[管轄: 北海道]
東北経済産業局 資源・燃料課	022-215-9245	[管轄: 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島]
関東経済産業局 石油課	048-600-0368	[管轄: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡]
中部経済産業局 石油課	052-951-2781	[管轄: 岐阜、愛知、三重、富山、石川]
近畿経済産業局 石油課	06-6966-6044	[管轄: 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山]
中国経済産業局 石油課	082-224-5715	[管轄: 鳥取、島根、岡山、広島、山口]
四国経済産業局 石油課	087-811-8536	[管轄: 徳島、香川、愛媛、高知]
九州経済産業局 石油課	092-482-5476	[管轄: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島]
沖縄総合事務局 石油エネルギー対策統括官室	098-866-1757	[管轄: 沖縄]